

2019年度

事業報告書



目 次

I	本財団の概要	
1.	事業内容	1
2.	主たる事務所及び従たる事務所の所在地	2
3.	役員の定数並びに役員ごとの氏名、役職、任期及び経歴	2
4.	職員数	4
5.	沿革	4
6.	評議員会の構成員の氏名	4
II	事業の実施状況	
第1部	競輪収益による補助事業	
1.	競輪収益による機械振興	5
2.	競輪収益による公益事業振興	6
第2部	競輪運営支援業務	
1.	競輪の振興、国際化及び効率的な実施のための施策の調査研究、 企画立案並びに総合調整	8
2.	競輪その他自転車競技に関する広報宣伝	10
3.	競輪の公正かつ円滑な実施に資する事業	11
4.	交付金の還付	17
5.	その他競輪に関する事業	17
第3部	小型自動車競走収益による補助事業	
1.	小型自動車競走収益による機械振興	18
2.	小型自動車競走収益による公益事業振興	19
第4部	小型自動車競走運営支援事業	
1.	オートレースの振興及び効率的な実施のための施策の調査研究、 企画立案並びに総合調整	21
2.	オートレースに関する広報宣伝	22
3.	オートレースの公正かつ円滑な実施に資する事業	23
4.	交付金の還付	28
5.	その他オートレースに関する事業	28
第5部	自転車競技法に基づく競輪の競技実施事業	
1.	競輪競技運営事業	28
2.	競輪開催関連事業	29
第6部	競輪の公正かつ安全な開催運営及び発展に貢献する車両情報システムの安定 かつ安全な運用管理及び開発事業	
1.	車両情報システムの検証	33
2.	車両情報システムの安全な運用管理	33
3.	車両情報システムの調査研究	33
4.	車両情報システムに係る適正な調達の実施	33
5.	その他車両情報システムに関する事業	34
第7部	自転車競技スポーツの普及及び振興に関する事業	
1.	地域における自転車競技者層の底辺拡大	34

2. その他関連事業	34
------------	----

第8部 本財団の目的を達成するために必要な事業

1. ガバナンスの強化	34
2. 方針管理・業務改善	34
3. 組織機能の強化と事業の効率化	34
4. 事業の適正化	35
5. 不動産賃貸事業	36

附属明細書について	36
-----------	----

2019年度事業報告書

I 本財団の概要

1. 事業内容

自転車、小型自動車その他の機械に関する事業及び体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興を図るとともに、競輪及び小型自動車競走の公正かつ円滑な実施及び振興のため必要な業務並びにその他の関連業務を行い、もって地方財政の健全化及び社会・文化の向上発展に寄与することを目的とする。

- (1) 自転車、小型自動車その他の機械に関する事業の振興のための事業を補助すること。
- (2) 体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興のための事業を補助すること。
- (3) 競輪の審判員及び競輪に出場する選手の検定及び登録並びに競輪に使用する自転車の種類及び規格の登録を行うこと。
- (4) 小型自動車競走の審判員及び小型自動車競走に出場する選手の検定及び登録並びに小型自動車競走に使用する小型自動車の登録を行うこと。
- (5) 競輪の検車員及び先頭固定競走の先頭誘導選手の認定並びに競輪に使用する自転車の部品及び小型自動車競走に使用する小型自動車の部品の認定を行うこと。
- (6) 選手及び自転車又は小型自動車の競走前の検査の方法、審判の方法その他の競輪又は小型自動車競走の実施方法を定めること。
- (7) 選手の出場のあっせんを行うこと。
- (8) 審判員、選手その他の競輪又は小型自動車競走の実施に必要な者を養成し、又は訓練すること。
- (9) 選手の褒賞を行うこと。
- (10) 競輪及び小型自動車競走の振興、国際化及び効率的な実施のための施策の調査研究、企画立案並びに総合調整を行うこと。
- (11) 競輪その他自転車競技及び小型自動車競走に関する広報宣伝を行うこと。
- (12) 自転車競技法第16条第1項各号及び小型自動車競走法第20条第1項各号の規定による交付金の受入れを行うこと。
- (13) 自転車競技法第40条に規定する競輪事業を行うこと。
- (14) 自転車競技スポーツの競技者の養成及び愛好家層の拡大並びに自転車競技スポーツ

の普及及び振興に関する事業を行うこと。

(15) 競輪の情報システムに関する事業を行うこと。

(16) 前各号に掲げるもののほか、本財団の目的を達成するために必要な事業。

2. 主たる事務所及び従たる事務所の所在地

(1) 主たる事務所

〒108-8206 東京都港区港南一丁目2番70号 品川シーズンテラス25階

(2) 従たる事務所

(伊豆事業所) 〒410-2402 静岡県伊豆市大野1827番地

3. 役員の定数並びに役員ごとの氏名、役職、任期及び経歴(2020年3月31日現在)

役職	定数	氏名及び任期	経歴
会長	1名	笹部 俊雄	(財)JKA 機械工業振興グループ長
		2019. 6. 24 ～就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会(2021年6月頃開催予定)の終結の時	
専務理事	1名	木戸 寛	(公財)JKA 競輪業務部長
		2019. 6. 24(理事就任日) 2020. 3. 2(専務理事就任日) ～就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会(2021年6月頃開催予定)の終結の時	
執行理事	12名以内	松川 明弘	(公財)JKA 事務局長
		2019. 6. 24 ～就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会(2021年6月頃開催予定)の終結の時	
		川島 聡	(公財)JKA オートレース事業部長
		2019. 6. 24 ～就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会(2021年6月頃開催予定)の終結の時	

役職	定数	氏名及び任期	経歴
執行 理事	12名以内	白仁田 洋介 2019. 6. 24 ～就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会(2021年6月頃開催予定)の終結の時	(公財)JKA 競輪情報システム部部長(システム運用担当)
		津田 克仁 2019. 6. 24 ～就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会(2021年6月頃開催予定)の終結の時	(公財)JKA 西日本地区本部九州支部競技部長
		大胡田 泰隆 2019. 6. 24 ～就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会(2021年6月頃開催予定)の終結の時	(公財)JKA南関東地区本部 総務部部長
		森川 修 2019. 6. 24 ～就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会(2021年6月頃開催予定)の終結の時	(公財)JKA 中日本地区本部近畿支部管理部長・自衛警備隊本部長事務取扱
		長谷川 崇 2019. 6. 24 ～就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会(2021年6月頃開催予定)の終結の時	(公財)JKA 中日本地区本部中部支部管理部長
理事	会長、専務理事、執行理事を含め 14名以内	宮智 泉 2019. 12. 16 ～就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会(2021年6月頃開催予定)の終結の時	読売新聞東京本社編集委員
監事	1名以上 4名以内	牧田 充正 2019. 6. 24 ～就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会(2021年6月頃開催予定)の終結の時	全国小型自動車競走施行者協議会 事務局長

役職	定数	氏名及び任期	経歴
監事	1名以上 4名以内	鈴木 賢三	(株)車両スポーツ映像 常務取締役
		2019. 6. 24 ～就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会(2021年6月頃開催予定)の終結の時	
		渡部 博	公認会計士 渡部博 事務所 所長
		2019. 6. 24 ～就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会(2021年6月頃開催予定)の終結の時	

4. 職員数

607名(2020年3月31日現在)

5. 沿革

- 1948年11月 社団法人自転車振興会連合会(特殊法人日本自転車振興会の前身)設立
- 1950年 8月 社団法人全国小型自動車競走会連合会(特殊法人日本小型自動車振興会の前身)設立
- 1957年10月 特殊法人日本自転車振興会設立
- 1962年10月 特殊法人日本小型自動車振興会設立
- 2007年 8月 財団法人日本競輪財団設立
- 2007年10月 特殊法人日本自転車振興会は解散し、競輪振興法人として指定を受けた財団法人日本競輪財団が特殊法人日本自転車振興会の業務等を承継するとともに財団法人日本自転車振興会に改称
- 2008年 4月 特殊法人日本小型自動車振興会は解散し、小型自動車競走振興法人として指定を受けた財団法人日本自転車振興会が特殊法人日本小型自動車振興会の業務等を承継するとともに財団法人JKAIに改称
- 2013年 4月 公益財団法人としての認定を受け、公益財団法人JKAIに改称
- 2014年 2月 競技実施法人として経済産業大臣の指定を受ける
- 2014年 3月 合併に伴う変更に係る事項について内閣総理大臣の認定を受ける
- 2014年 4月 公益財団法人日本自転車競技会及び公益財団法人車両情報センターと合併

6. 評議員会の構成員の氏名(2020年3月31日現在)

- 安西 孝之 公益財団法人日本ゴルフ協会名誉会長
- 酒井 真喜子 特定非営利活動法人国連ウィメン日本協会理事長
- 高橋 通子 株式会社ル・ベルソー代表取締役
- 竹田 恆和 公益財団法人日本オリンピック委員会名誉委員
- 堀田 力 公益財団法人さわやか福祉財団会長
- 設楽 淳子 株式会社ジェイズヒート プロデューサー
- 長友 貴樹 調布市長(東京都十一市競輪事業組合管理者)
- 林 辰夫 UCI(国際自転車競技連合)公認国際コミセール
- 横山 和夫 横山公認会計士事務所会長
- 田中 英彦 学校法人岩崎学園理事

II 事業の実施状況

第1部 競輪収益による補助事業

1. 競輪収益による機械振興

(1)2019年度実施概要

2019年度補助事業については、補助事業審査・評価委員会のもと「2019年度補助方針」、
「補助事業審査・評価マニュアル」に基づく審査を行い、広く社会への貢献に資する事業の採
否に関し審議した結果、自転車、小型自動車その他の機械の振興に関する事業については、
165件、21.1億円(2018年度170件、19.3億円)の補助金の交付決定を行った。

このうち、自転車活用推進計画及び2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関
する事業については、7件、5億円であった。

なお、ギャンブル等依存症対策に係る交付決定はなかった。

2020年度補助事業については、PDCAサイクルの一環である2017年度補助事業評価等
に基づき、補助事業審査・評価委員会において審議を行い、対象事業の概要の改定を含む「2
020年度補助方針」を策定し、補助事業者の募集を実施した。

(2)機械振興補助事業の実施

①振興事業補助

振興事業補助として、98件、17億円の交付決定を行った。

②研究補助

計67件、4.1億円の交付決定を行った。

内訳としては、機械振興に資する研究事業のうち、研究者による個別研究に32件、1.5
億円、若手研究に12件、0.2億円、開発研究に2件、0.3億円、複数年研究に21件、2.1
億円の交付決定を行った。

③緊急支援事業

緊急的な対応を必要とする事業への支援については、要望はなかった。

(3)機械振興補助事業審査・評価委員会

①機械振興補助事業審査・評価委員会

補助事業審査・評価委員会については、機械振興補助事業審査・評価委員会を4回開催し、
2020年度の補助方針の策定及び補助事業の審査・評価について、審議を行った。

②研究補助研究部会

2020年度研究補助について迅速かつ適正に実施するため、事務局にて技術動向等の視
点で検討、チェックしたのち「研究補助研究部会」において審査を行い、研究部会案を審査・
評価委員会に附議した。

また、2019年度複数年研究事業の継続に関する承認を行い、審査・評価委員会に報告を
行った。

(4)機械振興補助事業に関する情報発信の強化

本財団が実施する補助事業の周知及び要望数の拡大を図るため、2019年度は6月に、補
助事業を紹介するWEBサイト「CYCLE」を開設すると共に、下記のとおり情報発信を実施した。

ア. 補助事業ホームページ

・補助事業紹介WEBサイト「CYCLE」

・申請用、事業者向けWEBサイト「競輪とオートレースの補助事業」

イ. テレビCM

ウ. ラジオCM

エ. 新聞、雑誌、デジタルサイネージ広告

オ. WEB広告

カ. メール配信(機械学会員等)

キ. 大学等の潜在的な補助対象者へのアプローチ(説明会等)

また、WEBサイト「競輪とオートレースの補助事業」において、交付決定時に補助事業一覧を公開し、事業完了後は、事業実施の内容をまとめた広報資料を掲載した。

(5) 機械振興補助事業の調査・評価

① 補助事業完了後における調査及び補助金の額の確定

ア. 確定調査

2017年度から2019年度に実施された補助事業を対象に、計169件(内訳:2017年度事業実施分25件、2018年度事業実施分128件、2019年度事業実施分16件)について確定調査を行った。

イ. 補助金額の確定

2017年度から2019年度に実施された補助事業を対象に、計169件(内訳:2017年度事業実施分25件、2018年度事業実施分128件、2019年度事業実施分16件)について補助金の額の確定を行った。

② 補助事業の評価

ア. JKA評価

補助事業者による自己評価を受けて、審査・評価マニュアルに基づき、2017年度補助事業に対してJKA評価を行った。

イ. 補助事業全体の評価

2017年度補助事業の補助事業全体の評価をとりまとめ、補助事業審査・評価委員会評価作業部会へ報告・承認を受けたのち補助事業ホームページに掲載した。

ウ. 利用状況等調査

JKA補助事業評価の実施に伴う評価資料を拡充・補完するため、利用状況等調査を実施し、その結果を分野別にまとめて補助事業ホームページに掲載した。

エ. 成果発表

評価の一環として、機械振興補助事業審査・評価委員会及び補助事業審査・評価委員会評価作業部会において、補助事業の成果発表を行った。

③ 補助事業審査・評価委員会評価作業部会

PDCAサイクルによってJKA補助事業全体を改善するため、2017年度事業全体の評価の結果を踏まえ、2020年度の補助方針の見直しの方向性について議論を行った。

2. 競輪収益による公益事業振興

(1) 2019年度実施概要

2019年度補助事業については、補助事業審査・評価委員会のもと「2019年度補助方針」、「補助事業審査・評価マニュアル」に基づく審査を行い、広く社会への貢献に資する事業の採否に関し審議した結果、体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に関する事業については、172件、25.98億円(2018年度194件、25.2億円)の補助金の交付決定を行った。

このうち、自転車活用推進計画及び2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関する事業については、62件、13.8億円であった。

ギャンブル等依存症対策に関する事業については、1件、0.01億円であった。

2020年度補助事業については、PDCAサイクルの一環である2017年度補助事業評価等に基づき、補助事業審査・評価委員会において審議を行い、対象事業の概要の改定を含む「2020年度補助方針」を策定し、補助事業者の募集を実施した。

(2) 公益事業振興補助事業の実施

① 公益の増進

計115件、22.04億円の交付決定を行った。

内訳としては、自転車・モーターサイクルの普及等の活動に44件、11.1億円、スポーツ・パラスポーツの推進等に18件、2.7億円、社会環境の整備等に8件、2.8億円、国際交流

の推進等に5件、0.4億円、医療・公衆衛生に資する活動に19件、3.8億円、文教・社会環境の整備等に17件、1.2億円、新世紀未来創造プロジェクトに4件、0.04億円の交付決定を行った。

②社会福祉の増進

計55件、3.9億円の交付決定を行った。

内訳としては、児童・高齢者・障害者の方々が幸せに暮らせる活動に22件、2.7億円、地域共生型社会支援事業に3件、0.1億円、幸せに暮らせる社会を創る活動や車両・機器整備等の整備活動に30件、1.1億円の交付決定を行った。

③復興支援事業

東日本大震災・2016年熊本地震の復興支援に貢献する活動に1件、0.03億円の交付決定を行った。

④研究補助

研究補助に1件、0.01億円の交付決定を行った。

⑤非常災害の援護

日本赤十字社からあった補助交付要望に対して1.0億円の交付決定を行った。

⑥緊急的な対応を必要とする事業への支援

今年度に「災害救助法」適用地域において被災した福祉車両に対して、「緊急的な対応を必要とする事業への支援」として計23件、0.4億円の交付決定を行った。

(3) 公益事業振興補助事業審査・評価委員会

補助事業審査・評価委員会については、公益事業振興補助事業審査・評価委員会を4回開催し、2020年度の補助方針の策定及び補助事業の審査・評価について、審議を行った。

(4) 公益事業振興補助事業に関する情報発信の強化

本財団が実施する補助事業の周知及び要望数の拡大を図るため、2019年度は6月に、補助事業を紹介するWEBサイト「CYCLE」を開設すると共に、下記のとおり情報発信を実施した。

ア. 補助事業ホームページ

・補助事業紹介WEBサイト「CYCLE」

・申請用、事業者向けWEBサイト「競輪とオートレースの補助事業」

イ. テレビCM

ウ. ラジオCM

エ. 新聞、雑誌、デジタルサイネージ広告

オ. WEB広告

カ. メール配信(大学等)

キ. 大学等の潜在的な補助対象者へのアプローチ(説明会等)

また、WEBサイト「競輪とオートレースの補助事業」において、交付決定時に補助事業一覧を公開し、事業完了後は、事業実施の内容をまとめた広報資料を掲載した。

(5) 公益事業振興補助事業の調査・評価

①補助事業完了後における調査及び補助金の額の確定

ア. 確定調査

2018年度から2019年度に実施された補助事業を対象に、計182件(内訳:2018年度事業実施分132件、2019年度事業実施分50件)について確定調査を行った。

イ. 補助金額の確定

2018年度から2019年度に実施された補助事業を対象に、計182件(内訳:2018年度事業実施分132件、2019年度事業実施分50件)について補助金の額の確定を行った。

②補助事業の評価

ア. JKA評価

補助事業者による自己評価を受けて、審査・評価マニュアルに基づき、2017年度補助事

業に対してJKA評価を行った。

イ. 補助事業全体の評価

2017年度補助事業の補助事業全体の評価をとりまとめ、補助事業審査・評価委員会評価作業部会へ報告・承認を受けたのち補助事業ホームページに掲載した。

ウ. 利用状況等調査

JKA補助事業評価の実施に伴う評価資料を拡充・補完するため、利用状況等調査を実施した。

また、その結果を分野別にまとめて補助事業ホームページに掲載した。

エ. 成果発表

評価の一環として、公益事業振興補助事業審査・評価委員会及び補助事業審査・評価委員会評価作業部会において、補助事業の成果発表を行った。

③補助事業審査・評価委員会評価作業部会

PDCAサイクルによってJKA補助事業全体を改善するため、2017年度事業全体の評価の結果を踏まえ、2020年度の補助方針の見直しの方向性について議論を行った。

第2部 競輪運営支援業務

1. 競輪の振興、国際化及び効率的な実施のための施策の調査研究、企画立案並びに総合調整

(1) サービス満足度を向上させるための施策

①お客様のライフスタイルに合わせた開催の実施及び調査研究

土日祝開催の増加が進むよう、競輪施行者が主催する各地区の競輪開催日程調整会議に競輪業務部が出席し、月毎の開催節数の調整や選手出場あっせん状況の説明を行ったほか、一部のFⅡナイター開催におけるレースプログラムの入れ替えや、一部のモーニング競輪の第1レースの発走時刻の変更について競輪施行者と連携して実施した。

また、AIなどの専門知識を有した人材により効果的な開催日程の分析調査を実施し、開催日程の平準化に向けての検討を行っている。

レースラインナップの充実やPRについては、2019年11月の「第61回競輪祭」を2018年度に引き続きGⅠナイター開催として実施したほか、GⅢナイター開催も2018年度に引き続き計4節(川崎競輪場2節、四日市競輪場2節)実施し、併せて、スポーツ新聞への情報提供拡充事業を実施した。

モーニング競輪については、開催日数が2018年度53節159日から2019年度は51節153日に減少したものの、車券売上額は108.9億円となり対2018年度比122.4%となった。

ミッドナイト競輪については、さらなる開催節数及び競合開催増を踏まえ、スポーツ新聞WEBサイトにおける出走表掲載及びタ刊スポーツ新聞紙面とWEBサイトへの出走表掲載事業等を行い、2019年度ミッドナイト競輪売上は合計額で939.2億円、対2018年度比131.2%となった。

ガールズケイリンについては、登録選手数が2018年度の111名から2019年度は153名に増加し、開催節数は2018年度204節から2019年度231節に増加した。また、ガールズケイリンの注目を集めるため、年末の「ガールズグランプリ」やGⅠ開催では「第73回日本選手権競輪」「第62回オールスター競輪」「第61回競輪祭」、GⅡ開催「第15回サマーナイトフェスティバル」、GⅢ開催のうち川崎競輪場(8月)および四日市競輪場(6月)のナイター開催においてガールズケイリンのレースを実施した。

また、高知競輪場(4月)のGⅢ開催においては、ガールズケイリンレース及びガールズ新人選手についてお客様の興味を高めるため「ガールズフレッシュクイーンレース」を新設し実施した。

なお、キャッシュレス社会に対応した投票方法については、他業種における多種多様なキャッシュレスの現状について調査を実施し、その調査結果を踏まえ、競輪におけるキャッシュ

レス投票の導入について検討を行った。

② 施行者・場外設置者との連携強化

施行者に対しては、施行者で構成するナイトー協議会やミッドナイト協議会に出席し、情報交換を実施したほか、GⅢ開催時などにおいて随時、施行者と情報交換を実施した。場外設置者に対しては、場外設置者の代表者で構成する一般社団法人全国場外車券売場設置者協議会と半期に1度意見交換会を実施したほか、場外の施設調査時において、場外設置者と随時意見交換を実施した。また、施行者や場外設置者との施策協業事業も適宜実施した。

③ 民間事業者等との連携強化

民間事業者各社とは、半期に1度意見交換会を実施したほか、各社との施策協業事業も適宜実施した。

④ その他調査研究

サイクルドリームフェスタ(以下「CDF」という。)、ツアーオブジャパン(以下「TOJ」という。)、バンクリーグ、ジャパンカップ及びその他の自転車競技会場においてブース出展を行ったほか、アンケート形式による車券購入に関する意識調査を行った。

なお、CDF及びTOJでは、短期登録選手とバーチャル自転車競走ができる体験型ゲームを実施し、トラック競技及び競輪の認知度向上を図り、ジャパンカップではクリテリウムスペシャルライダーズとして、村上義弘選手、渡辺正光選手を招致しロードファンを競輪へ波及させるためのステージイベント及びブースを展開した。

(2) レース満足度を向上させるための施策

① お客様に分かりやすい番組提供等

他競技関心層の参加に繋がるように競走において軸となる選手がいる番組を多く提供し、分かりやすさ及び予想のしやすさに繋げ、新規のお客様の取り込みを図った。

② 信頼されるレースの提供

落車、事故等の減少及びお客様に分かりやすい判定を行うための競技規則の見直しについて検討した。

③ グレードレースの活性化

グレードレースのナイトー開催を拡大させ、ナイトー時間帯のお客様購買振興策(新規お客様拡大及び電話投票拡大)に繋げるため、GⅠ競輪祭に加え2021年度のGⅠオールスター競輪をナイトー6日制開催とし、GⅠナイトー開催を2節実施することを決定した。

グレードレースのナイトー開催については、GⅠ競輪祭とGⅢナイトー開催(2場4節)において、スポーツ新聞への記事拡充事業を中心とした情報提供拡充事業を実施したほか、GⅠ競輪祭においては、ゴールデンタイムにおける地上波テレビ放送を行った。

④ 新しい競輪競走についての調査研究

250m屋内板張り走路における国際ルールに準拠した新しいケイリンレースについて、2019年4月から新たに250開催部会を発足し、2021年の開催開始に向けた具体的な実施内容について関係団体と協議を行った。

また、250開催は国際ルールに準拠することとし、新たな規則および制度の検討を行った。

更に、250開催の競技情報を管理するシステムの開発に着手し、要件定義から詳細設計の構築までを完了させた。

なお、少数車立てによる短距離競走に関する調査研究も実施した。

⑤ 競輪活性化のための調査研究

グレードレースのナイトー開催を中心としたお客様のニーズ調査及び売上要因に関する調査により若年層・中年層のナイトー開催への来場傾向が高いことが確認され、それに伴い2020年度はGⅠ競輪祭のナイトー開催に加えて、2021年度のGⅠオールスター競輪をナイトー開催で実施することとし、2020年度のGⅢナイトーを5開催(函館競輪場2回、松戸競輪場2回、四日市競輪場1回)実施することが決定した。

また、2019年1月に変更したGⅢ概定番組についてお客様にアンケートを行ったところ、開催2日目の概定番組において、S級二次予選A・Bの勝ち上がり人数の違いについて不満

が多かったことから、S級二次予選A・Bを一本化し、勝ち上がり条件を同一としたS級二次予選を2020年7月の開催より概定番組とすることを決定した。

2. 競輪その他自転車競技に関する広報宣伝

(1) 情報満足度を向上させるための施策

① 効果的かつ効率的な広報事業の展開

特別競輪等の中継については、KEIRINグランプリ及びG I（日本選手権競輪・高松宮記念杯競輪・オールスター競輪・競輪祭・全日本選抜競輪）は全国地上波テレビ局（日本テレビ系及びテレビ東京系）において決勝戦を放送し、G II（サマーナイトフェスティバル・共同通信社杯）はBS放送またはインターネット配信サイト（YouTube等）において放送を実施した。放送において補助事業CMを放映し補助事業に対する認知拡大・理解醸成を図った。

テレビCMについては、「競輪は進化するスポーツだ」及び「競え！自転車」をコピーとしたCM（進化登場篇・風圧篇・自転車篇・フィットネス篇）を全国の地上波テレビ局にて放映を実施（提供番組・スポットCM）し、競輪に対する認知拡大、興味喚起等を図った。

情報収集の軸となるインターネットにおけるPR策においては、競輪情報サイト「けいりんマルシェ」を活用し、新規競輪ファンの獲得を目的とした、競輪選手やレースの魅力を紹介する初心者向けコンテンツの制作・運用、車券購入への興味喚起を目的とした成功体験コンテンツの制作・運用を実施した。

新聞紙面におけるPR策としては、ナイター開催を含むグレードレース、ナイター競輪、ミッドナイト競輪、ガールズ6レース制等新規施策を試みる開催等の記事拡充、広告出稿、競輪選手・タレント等を起用した競輪PR広告をスポーツ紙、夕刊紙、一般紙、地方紙において実施した。

雑誌については、特別競輪等の開催に合わせて、開催場を中心としてエリア内の競輪場及びオートレース場の紹介と開催場周辺の観光スポットを特集した無料のガイドブックを製作し、開催場のエリア内鉄道駅などで配布を行った。

なお、競輪の広報展開にあたっては、競輪の社会貢献活動と併せて広くPRすることにより、競輪の補助事業に対する認知を効率的に拡大し、興味を喚起した。

② 開催施行者等との連携強化

特別競輪施行者を対象とした「特別競輪等開催施行者等広報宣伝会議」を開催し、特別競輪統一事業として「特別競輪統一PRサイト」を運用し、併せて広告配信を実施したほか、開催施行者、地元メディアとの連携によるグレードレース等のPRとして、第15回サマーナイトフェスティバルやKEIRINグランプリ2019において、開催場及び出場選手の地元地方紙に開催告知広告を出稿することにより、競輪及び競輪選手のプレゼンス向上策を実施した。

また、効果の期待できる施策（モデル事業）へ積極的に参画する施行者の広報等を支援するため、実施要領を制定し、9施行者、10事業を支援した。また、2019年度実施状況等についてのPDCAを実施し、2020年度の実施要領を制定した。

なお、ギャンブル等依存症対策として、競輪施行者等と連携し、お客様相談コーナーにおける電話とメールによる相談対応、競輪オフィシャルサイト「KEIRIN. JP」における、啓発告知と相談窓口の紹介トピックスの常時掲載を引き続き実施するとともに、特に、5月の啓発週間には啓発ポスターを作成し、各競輪場及び場外車券売場に掲示したほか、「けいりんマルシェ」、特別競輪開催時におけるスポーツ紙記事拡充事業及び各種メディアにおけるPR活動時において、啓発告知の文言掲載を随時実施した。

③ 情報提供の充実

お客様への情報提供の充実及びインターネット投票の参加促進・売上増加を目的として、「KEIRIN. JP」では、オフィシャルリリース情報を即時公開し、グレードレースや新規施策を試みる開催の告知、特別昇級・昇班の達成目前選手や7車立12レース制やミッドナイト9レース制などの新規施策開催の告知、新人選手等注目選手の出走する開催の紹介を競輪トピックスや特集ページを活用して実施した。「けいりんマルシェ」においても、新規ファンの獲得だけに留まらず、新規ファンのインターネット投票による車券購入に繋がる初心者向け情報提

供の充実を図った。

また、GP・G I・G II 開催において、お客様への情報提供の充実のため、全国のコンビニエンスストアに設置してあるマルチコピー機から、専門紙の一部を無料で取り出せるサービスを実施した。

④2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたイメージ作り

トラックナショナルチームのパブリシティ露出について、公益財団法人日本自転車競技連盟（以下「JCF」という。）と連携し、テレビ局や新聞・雑誌等における各種取材に協力し露出を図った。

2019年7月に竣工した250m競走路（以下「JKA250」という。）落成式記者会見時に併せてメディア向けにナショナルチーム共同記者会見を実施したほか2019—2020トラックワールドカップ第1戦～第6戦（以下「ワールドカップ」という。）、UCIトラック世界選手権ベルリン大会（以下「世界選手権」という。）についても、大会毎のリリース及び「KEIRIN. JP」における結果掲載及びレポート記事掲載を行った。

特にナショナルチーム所属選手の地元メディアに対しては、機運醸成のチャンスと捉え、積極的な情報発信を行った。

自転車競技情報発信サイト「More CADENCE」においては、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、競輪選手が活躍するトラックナショナルチームの活動を中心に配信を行った。また、あわせて特に短期登録制度で来日履歴のある選手を中心に世界で活躍する海外選手の情報を配信したほか、問い合わせのあった一般紙、スポーツ紙、テレビ局など主要メディアに対し、写真や選手コメントの提供を行った。

また、体験型VR等を活用した各種イベントについては、都心及び各地方都市における大型商業施設（ショッピングモール等）において合計9回実施したほか、11月に千葉県で行われたサイクルモード幕張メッセにおいて、来場した外国人にも体験型VR等を体験して頂き競輪を広くPRした。

3. 競輪の公正かつ円滑な実施に資する事業

(1) 審判員及び選手の検定及び登録並びに自転車の登録

① 審判員の登録

審判員資格検定（身体検査、技能検定、学力検定及び人物検定）については、申請があった33名に対し同検定を実施し、合格した33名を審判員として登録した。

登録更新（3年更新）については、登録有効期間が満了する審判員237名のうち、登録更新の申請があった217名及び2018年度より延期していた1名に対して登録更新検定を実施し、合格した218名の登録を更新した。

登録の消除については、申請のあった3名及び登録更新申請を行わなかった20名、計23名の登録を消除した。

（2020年3月31日現在の登録審判員数704名）

級別認定については、A級審判員2名、B級審判員4名、新たに審判員登録した33名をC級審判員に、それぞれ認定した。

（2020年3月31日現在のA級審判員数 277名、B級審判員数 233名、C級審判員数 194名）

② 選手の登録

競輪選手資格検定（身体検査、技能検定、学力検定及び人物検定）については、早期卒業者を対象とした第1回を2019年12月に実施し、早期卒業者男子2名が合格した。更に、第2回を2020年3月に実施し、91名（男子70名、女子21名）が合格した。

短期登録選手資格検定については、「短期登録選手制度に関する業務の方法の特例に関する規程」による選手資格検定を2回実施し、男子4名及び女子1名が合格した。

競輪選手資格検定に合格した者の登録については、2019年3月に合格した第115回選手候補生（男子）69名及び第116回選手候補生（女子）21名、計90名を2019年5月1日に、2019年12月に合格した第117回選手候補生（男子）2名を2019年12月23日に、2020

年3月に合格した第117回選手候補生(男子)70名及び第118回選手候補生(女子)21名を2020年3月25日にそれぞれ登録するとともに、短期登録選手資格検定に合格した男子4名及び女子1名を短期登録選手として登録した。

登録更新(2年更新)については、申請のあった選手1,060名の登録を更新した。

登録の削除については、申請のあった90名について登録を削除した。

(2020年3月31日現在の登録選手数2,379名)

③自転車の登録

「先頭固定競走(インターナショナル)により実施する男子競輪選手の競走に関する業務の方法の特例に関する規程」に基づき、KEIRIN EVOLUTIONに出場する選手の自転車について、男子先頭固定競走(インターナショナル)登録自転車として31件を登録し66件を削除した。

スチール製フレームによる自転車の登録について、2件を登録削除とし、スチール製及びカーボン製フレームによる自転車の登録更新(3年更新)については、「競走車安全基準」に基づいて審査を行い、登録更新を行った。

(2020年3月31日現在の登録自転車数 33件のうち スチール製フレーム 27点 カーボン製フレーム 6点)

(2)検車員、先頭誘導選手及び自転車の部品の認定

①検車員の認定

検車員認定試験(身体検査、技能試験及び学力試験)については、計2回実施し、合計34名が合格した。

認定については、認定試験に合格した34名を認定した。

認定の取消については、申請のあった24名について認定を取消した。

(2020年3月31日現在の認定検車員数812名)

②先頭誘導選手の認定

139名を新たに認定するとともに、563名の認定の更新と106名の認定の取消を行った。

(2020年3月31日現在の先頭誘導選手数1,602名)

③自転車の部品の認定

自転車の部品の認定及び認定の取消は、2019年度は行わなかった。

(2020年3月31日現在の認定部品数90点。うち、スチール及びカーボン製フレームに使用できる部品78点、カーボン製フレームに使用できる部品12点)

(3)競輪の実施方法を定めることに関する事業

①審判業務

先頭固定競走の基本秩序の維持等を図ることを目的として、2019年6月に自転車競走競技規則の一部改正、また、審判業務の方法が変更となることから「競輪の審判の要領」の一部改正を行った。併せて、「先頭誘導選手の認定に関する要領」を一部改正したことに伴い、誘導タイム遵守の徹底を図った。また、審判判定の統一を目的に、関係団体で構成する中央判定調整会議幹事会において判定調整を行った。

②選手管理業務

開催業務システムの導入に伴い登録選手手帳が不要となることから「競輪に係る業務の方法に関する規程」(以下「競輪業務規程」という。)の一部改正を行い登録選手手帳を廃止した。これに伴い、選手管理業務の方法が変更となることから「競輪の選手管理の要領」の一部改正を行った。また、開催施行者と選手間で開催参加に際して交わされる約款の解釈等に関する対応、中途欠場者及び直前欠場者のとりまとめを実施するとともに、欠場防止策の運用等を行った。

③番組編成業務

登録選手手帳を廃止したことに伴い、番組編成業務の方法が変更となることから「競輪の番組編成の要領」の一部改正を行った。また特別競輪等開催時(一部4日制開催を除く)に開

催現場に赴き、勝ち上がり等の確認作業を行った。また、新たに6日制ナイターとなるオールスター競輪等について、概定番組について検討を行った。

④検車業務

ア. 検車部会

各エリア検車長代表者による検車部会等において、前検日検査手順の標準化についての検討及び諸課題への対応策取りまとめを行った。

イ. 自転車の検査

競輪競走に使用されている自転車が「スチール製フレーム製造提要」に適合しているかどうか、競輪場において検査を行った。

(4)選手の出場あっせん及び級班の決定

①選手の出場あっせん

全国の開催状況、場外協力状況及び競輪施行者のあっせん希望を勘案しつつ、全体のバランスを考えてあっせんを行った。なお、他開催競合状況や場外発売数を勘案しつつ、多くのお客様が来場する開催については、若手の注目選手等のあっせんを積極的に行った。

特に多くの場外車券売場で発売されるF I開催(カップ戦・冠レース)については、重点あっせんと位置付け、お客様に喜ばれる若手の注目選手や実力のある人気選手等のあっせんを積極的に行った。

②選手の級班の決定

選手の級班については、2019年1月から12月に行われた競走で各選手が取得する競走得点について、審査期(6か月間)における各選手の付与状況を把握するとともに、競走中における身体損傷等を事象ごとに精査し、特例適用の有無を級班決定特例審査委員会において審議し、最終的に級班を決定する評価点を算出することにより、審査期における級班を決定した。

(5)開催執務員及び選手の養成及び訓練

①開催執務員の養成及び訓練

ア. 養成

審判員養成及び検車員養成については、新たに審判員の資格取得及び検車員の認定を受けようとする33名に対し、日本競輪選手養成所でのスクーリング等約6か月間の養成を行った。

イ. 訓練

審判員のうち基幹業務に携わろうとする者4名に対して、2020年1月と2月に計3回にわたり基幹審判員講習会を行った。また、新たに審判長となる者に対して、新任審判長研修を行った。2019年9月の第1回の対象者は3名、2020年3月の第2回の対象者は5名であった。

②選手の養成及び訓練

ア. 養成

選手の養成については、2019年5月に入所した第117回選手候補生(男子)、第118回選手候補生(女子)に対する訓練は、ナショナルチームのトレーニング理論や現役選手で良好な成績を上げている者の在所時の訓練データを活用した養成カリキュラムをベースとしJKA250等で行ったほか、習得した適正走行技術を用い、先行を主体とした全戦法技術習得のための競走訓練の実施や自転車実技、自転車の整備技術、体育、学科の授業を実施し、優秀な者においては外国人コーチによるトレーニングプログラムにも参加させ、2020年3月に第117回選手候補生70名、第118回選手候補生21名が卒業した。

なお、日本競輪選手養成所規則等やカリキュラム等を改善するために発足した「NKG教育再検討研究プロジェクト」において提言された内容を選手候補生の養成に適用し、全3回の卒業認定記録会において、第117回選手候補生6名、第118回選手候補生2名がゴールデンキャップを獲得するという成果を上げ、うち第117回選手候補生2名が早期卒業制度

により12月に卒業した。

また、訓練への競争意識と向上心を高めるため、2018年度に新設した報奨金制度により、第117回選手候補生43名、第118回選手候補生12名に対し報奨金を授与した。

各公営競技の教育に関する調査研究として、2019年12月にボートレーサー養成所で行われた公営競技教育担当者会議に出席し、他公営競技の教育担当者と意見交換を行った。

日本競輪選手養成所を含めた伊豆事業所全体の施設改修については、専門的な知識・スキルを持つコンサルタントと契約を締結し、その支援のもと基本構想の策定に着手した。

イ. 訓練

登録を更新する選手を対象に、競輪の公正確保と競技秩序の確立を図るため「自転車競走競技規則」の順守とモラルの向上を主眼とした落車事故の防止、交通事故等の事例を踏まえた生活全般の指導、アンチ・ドーピングについての啓発、SNS等の情報発信の内容についての注意喚起を行い、社会的地位向上のための教育指導を行った。

また、選手の果たすべき責任と役割、関係諸規則の順守、適正走行の維持励行を共通指導事項とする一般社団法人日本競輪選手会(以下「日競選」という。)が行う技能訓練、新人教育訓練、特別指導訓練等の事業に対し助成を行うとともに、競輪の公正安全を徹底するために新人選手教育訓練及び特別指導訓練において講義を行った。

更に、デビュー2年目を迎えた女子選手(第114回生)に対してフィジカル・メンタル両面の強化、マナー向上を目的とした訓練を行った。

ウ. 選手候補生募集及び競輪選手志望者・自転車競技者の拡大

競輪選手として将来的に有望な人材を確保するため、第119回選手候補生及び第120回選手候補生(女子第10回選手候補生)の募集にあたっては、優秀な受験者が応募するよう、職業としての競輪選手の魅力を伝えるとともに、インターネット広告を中心に、日本競輪選手養成所の専用ホームページの開設及び情報発信の拡充、「KEIRIN. JP」のバナー等による告知を行い日本競輪選手養成所の紹介活動をより充実させた。

また、優秀な人材を集めるため、体育系学科を設置している大学での自転車型運動能力測定器を用いたイベントの実施、自転車競技部のある大学及び高校をはじめ、スポーツ強豪校の大学及び高校への入所募集要項の配布を行った。

第119回及び第120回選手候補生(女子第10回選手候補生)募集について、一般試験は2019年7月1日から8月21日まで、特別選抜試験は2019年7月1日から2020年3月18日まで応募受付を行ったところ、第119回選手候補生については349名(内訳:一般試験348名、特別選抜試験1名)の応募があり前回は94.1%だった。第120回選手候補生については女子48名の応募があり前回は96%だった。第119回選手候補生への一般試験は2019年10月に1次試験、12月に2次試験、第120回選手候補生への一般試験は2019年9月に1次試験、11月に2次試験を実施した。また、第119回選手候補生への特別選抜試験は2020年3月に実施した。

自転車競技者層拡大事業としてガールズサマーキャンプ2回、サテライトキャンプ1回及びハイスクールキャンプ1回を実施した。

(6) 世界を目指す選手の強化事業への協力

オリンピック等国際大会に向けた選手強化事業及び自転車競技の普及のための事業に対し、JCF及び一般財団法人日本サイクルスポーツセンターと協力し、競技能力の向上を目指すとともに、ハイ・パフォーマンス・センター・オブ・ジャパン・サイクリングとの連携によりメダル獲得のため情報面、スポーツ科学面などの側面からも戦略的アプローチを行ったことにより、2019—2020年シーズンのナショナルチームによる「アジア自転車競技選手権大会-トラック」金メダル5個、「ワールドカップ」金メダル4個、「世界選手権」金メダル1個の獲得に寄与した。

また、日本競輪選手養成所に在籍する選手候補生のうち有望な選手候補生に対して、外国人コーチによるトレーニングプログラムに参加できる体制を整備した。

(7)海外有力選手招聘による競輪の活性化

男子選手7名(4月～9月)、女子選手4名(4月～6月)を短期登録選手として招聘し、「More CADENCE」において外国人選手の出走情報を発信し、インターネット投票売上向上等を目的としたキャンペーンを実施したほか、外国人選手が出走する開催への自転車愛好家層の来場やインターネット投票への加入を目指し、自転車競技会場でのPRブースを展開した。

(8)選手の表彰

選手の表彰については、年間において優秀な成績を収めた選手及び顕著な記録を達成した選手の表彰を行った。

①年間競走成績による表彰

表彰選手の選考については、表彰選手選考委員会において、次のとおり表彰選手を決定した。表彰は、2020年2月13日に都内のホテルで行った。

賞名	選手名	都道府県
最優秀選手賞	佐藤 慎太郎	福島
優秀選手賞	中川 誠一郎	熊本
優秀選手賞	脇本 雄太	福井
優秀選手賞	松浦 悠士	広島
優秀新人選手賞	松本 貴治	愛媛
特別敢闘選手賞	清水 裕友	山口
国際賞	新田 祐大	福島
国際賞	河端 朋之	岡山
国際賞	雨谷 一樹	栃木
国際賞	深谷 知広	愛知
国際賞	松井 宏佑	神奈川
国際賞	橋本 英也	岐阜
ガールズ最優秀選手賞	児玉 碧衣	福岡
ガールズ優秀選手賞	石井 寛子	東京
ガールズ優秀選手賞	小林 優香	福岡
国際賞	小林 優香	福岡
国際賞	太田 りゆ	埼玉
特別功労賞	山賀 雅仁	千葉

②通算成績による表彰

ア. GI 30回連続出場選手

選手名	都道府県	GI名称	表彰
神山 雄一郎	栃木	オールスター競輪	2019年 8月14日 名古屋競輪場

イ. G I 25回連続出場選手

該当者なし

ウ. G I 20回連続出場選手

選手名	都道府県	G I 名称	表彰
金子 貴志	愛 知	日本選手権競輪	2019年 4月30日 松戸競輪場
香川 雄介	香 川	高松宮記念杯競輪	2019年 6月13日 岸和田競輪場
金子 貴志	愛 知	寛仁親王牌	2019年10月11日 前橋競輪場

エ. 通算勝利数

500勝選手

選手名	都道府県	達成日	表彰
加倉 正義	福 岡	2019年 4月10日 小倉競輪場	2019年 6月27日 久留米競輪場
高木 隆弘	神奈川	2019年 7月21日 大垣競輪場	2019年 9月23日 平塚競輪場
倉岡 慎太郎	熊 本	2019年 7月28日 青森競輪場	2019年10月27日 久留米競輪場
伏見 俊昭	福 島	2019年10月21日 京王閣競輪場	2020年 1月24日 いわき平競輪場

300勝選手

該当者なし

オ. ベスト・ナイン

オールスター競輪ファン投票において、上位9位までに選ばれた選手に対し、次のとおり表彰を行った。

順位	選手名	都道府県	得票数	表彰
1	脇本 雄太	福 井	14, 591	2019年 8月14日 名古屋競輪場
2	平原 康多	埼 玉	13, 206	
3	新田 祐大	福 島	12, 606	
4	浅井 康太	三 重	11, 588	
5	清水 裕友	山 口	8, 946	
6	三谷 竜生	奈 良	7, 531	
7	深谷 知広	愛 知	7, 127	
8	村上 義弘	京 都	6, 698	
9	山崎 賢人	長 崎	5, 415	

(9)事故防止と公正確保

競走において落車を伴う失格行為等があった選手及び違反点数の累積が一定の基準に達した選手に対し、競輪選手出場あっせんをしない処置委員会において審査を行い、あっせんをしない処置(2019年度適用・94件)を講じた。

また、選手出場あっせん規制委員会において不適正な競走を行った選手(2019年度適用・22件)、及び競走外で不適正な行為のあった選手(2019年度適用・1件)に対して、あっせん停止の措置を講じるとともに、公正確保の観点から、予防措置として選手への注意喚起メールを4回配信したほか、コンプライアンスチェックを実施した。

(10)新型コロナウイルス感染症への対応と対策

国内で蔓延する新型コロナウイルス感染症に対応するために、関係団体とともに新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げ、新型コロナウイルス感染症対策要綱を2020年3月13日に策定して周知徹底を図るなどの対策を行った。

また、各競輪施行者が新型コロナウイルス感染症への対策として実施する無観客開催については、2020年2月26日よりスピードチャンネルをはじめ各種報道機関や「KEIRIN. JP」などを通じお客様への周知を図るなどの対応を行った。

(11)選手の身体検査

登録選手の身体検査については、2019年度身体検査を全登録選手対象に、2020年1月から3月に実施した。

また、身体検査実施方法などについて検討を行うため、中央判定医師会議を開催した。

(12)ドーピング・コントロールへの取組

競輪に出場する選手の薬害からの保護及び競走の公正安全を期することを目的として設置されたドーピング・コントロール実施委員会のもと、世界アンチ・ドーピング機関が定める禁止表に基づくドーピング検査を実施するとともに、治療目的使用に係る除外措置申請への対応を行った。

また、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構(JADA)への加盟については、選手のドーピング検査結果を踏まえ更に調査・検討することとし、関係団体の意見・要望等聴取により、現時点での加盟は時期尚早であるとした。

(13)選手共済制度に対する助成

選手共済制度の円滑な実施を図るため、必要な助成を行った。

(14)競輪場、場外車券売場の施設に係る業務

「競輪業務規程」第152条及び年度計画に基づき、定期調査及び特別調査(特別競輪等の開催場に対して実施)を行った。

また、所轄経済産業局からの要請を受けて、施設の設置及び改修について施設関係法令及び通達との適合状況について確認するとともに、所轄経済産業局が行う確認調査に協力した。

新規場外車券売場の設置については、効果的な設置展開に向けて情報収集を行うとともに、場外設置を希望する競輪施行者・設置者へのサポートを行い、「サテライト一宮」(2019年4月4日開設)、「サテライト八代」(2020年1月30日開設)の開設に協力した。(2020年3月31日現在、場外車券売場数72か所)。

他競技とのコラボ場外については、施設調査時に設置者へのヒアリングを実施し、実態の把握を行った。

4. 交付金の還付

「自転車競技法」第17条に基づく、2018年度の競輪事業の収支が赤字であった競輪施行者に対する交付金の還付はなかった。

5. その他競輪に関する事業

上記以外の競輪に関する業務についても、必要に応じて適宜行った。

第3部 小型自動車競走収益による補助事業

1. 小型自動車競走収益による機械振興

(1) 2019年度実施概要

2019年度補助事業については、補助事業審査・評価委員会のもと「2019年度補助方針」、
「補助事業審査・評価マニュアル」に基づく審査を行い、広く社会への貢献に資する事業の採
否に関し審議した結果、自転車、小型自動車その他の機械の振興に関する事業については、
25件、3.0億円(2018年度16件、2.6億円)の補助金の交付決定を行った。

なお、ギャンブル等依存症対策に係る交付決定はなかった。

2020年度補助事業については、PDCAサイクルの一環である2017年度補助事業評価等
に基づき、補助事業審査・評価委員会において審議を行い、対象事業の概要の改定を含む「2
020年度補助方針」を策定し、補助事業者の募集を実施した。

(2) 機械振興補助事業の実施

① 振興事業補助

振興事業補助として、9件、1.8億円の交付決定を行った。

② 研究補助

計16件、1.2億円の交付決定を行った。

内訳としては、機械振興に資する研究事業のうち、研究者による個別研究に6件、0.3億
円、若手研究に3件、0.1億円、開発研究に1件、0.2億円、複数年研究に6件、0.6億円
の交付決定を行った。

③ 緊急的な対応を必要とする事業への支援

緊急的な対応を必要とする事業については、要望はなかった。

(3) 機械振興補助事業審査・評価委員会

① 機械振興補助事業審査・評価委員会

補助事業審査・評価委員会については、機械振興補助事業審査・評価委員会を4回開催し、
2020年度の補助方針の策定及び補助事業の審査・評価について、審議を行った。

② 研究補助研究部会

2020年度研究補助について迅速かつ適正に実施するため、事務局にて技術動向等の視
点で検討、チェックしたのち「研究補助研究部会」において審査を行い、研究部会案を審査・
評価委員会に附議した。

また、2019年度複数年研究事業の継続に関する承認を行い、審査・評価委員会に報告を
行った。

(4) 機械振興補助事業に関する情報発信の強化

本財団が実施する補助事業の周知及び要望数の拡大を図るため、2019年度は6月に、補
助事業を紹介するWEBサイト「CYCLE」を開設すると共に、下記のとおり情報発信を実施した。

ア. 補助事業ホームページ

・補助事業紹介WEBサイト「CYCLE」

・申請用、事業者向けWEBサイト「競輪とオートレースの補助事業」

イ. テレビCM

ウ. ラジオCM

エ. 新聞、雑誌、デジタルサイネージ広告

オ. WEB広告

カ. メール配信(機械学会員等)

キ. 大学等の潜在的な補助対象者へのアプローチ(説明会等)

また、WEBサイト「競輪とオートレースの補助事業」において、交付決定時に補助事業一覧
を公開し、事業完了後は、事業実施の内容をまとめた広報資料を掲載した。

(5)機械振興補助事業の調査・評価

①補助事業完了後における調査及び補助金の額の確定

ア. 確定調査

2017年度から2019年度に実施された補助事業を対象に、計27件(内訳:2017年度事業実施分10件、2018年度事業実施分16件、2019年度事業実施分1件)について確定調査を行った。

イ. 補助金額の確定

2017年度から2019年度に実施された補助事業を対象に、計27件(内訳:2017年度事業実施分10件、2018年度事業実施分16件、2019年度事業実施分1件)について補助金の額の確定を行った。

②補助事業の評価

ア. JKA評価

補助事業者による自己評価を受けて、審査・評価マニュアルに基づき、2017年度補助事業に対してJKA評価を行った。

イ. 補助事業全体の評価

2017年度補助事業の補助事業全体の評価をとりまとめ、補助事業審査・評価委員会評価作業部会へ報告・承認を受けたのち補助事業ホームページに掲載した。

ウ. 利用状況等調査

JKA補助事業評価の実施に伴う評価資料を拡充・補完するため、利用状況等調査を実施した。

また、その結果を分野別にまとめて補助事業ホームページに掲載した。

エ. 成果発表

評価の一環として、機械振興補助事業審査・評価委員会及び補助事業審査・評価委員会評価作業部会において、補助事業の成果発表を行った。

③補助事業審査・評価委員会評価作業部会

PDCAサイクルによってJKA補助事業全体を改善するため、2017年度事業全体の評価の結果を踏まえ、2020年度の補助方針の見直しの方向性について議論を行った。

2. 小型自動車競走収益による公益事業振興

(1)2019年度実施概要

2019年度補助事業については、補助事業審査・評価委員会のもと「2019年度補助方針」、
「補助事業審査・評価マニュアル」に基づく審査を行い、広く社会への貢献に資する事業の採
否に関し審議した結果、体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に関する事業
については、23件、1.316億円(2018年度19件、1.4億円)の補助金の交付決定を行った。

このうち、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関する事業については、2件、
0.1億円であった。

なお、ギャンブル等依存症対策に係る交付決定はなかった。

2020年度補助事業については、PDCAサイクルの一環である2017年度補助事業評価等に
基づき、補助事業審査・評価委員会において審議を行い、対象事業の概要の改定を含む「20
20年度補助方針」を策定し、補助事業者の募集を実施した。

(2)補助事業の実施

①公益の増進

計6件、0.606億円の交付決定を行った。

内訳としては、自転車・モーターサイクルの普及等の活動、スポーツ・パラスポーツの推進
等に2件、0.1億円、医療・公衆衛生に資する活動に2件、0.4億円、文教・社会環境の整備
等に1件、0.1億円、新世紀未来創造プロジェクトに1件、0.006億円の交付決定を行った。

②社会福祉の増進

計16件、0.7億円の交付決定を行った。

内訳としては、児童・高齢者・障害者の方々が幸せに暮らせる活動に2件、0.1億円、幸せに暮らせる社会を創る活動や車両・機器整備等の整備活動に14件、0.6億円の交付決定を行った。

③復興支援事業

東日本大震災・2016年熊本地震の復興支援事業については、1件、0.01億円の交付決定を行った。

④研究補助

研究補助については、対象となる事業はなかった。

⑤非常災害の援護

非常災害の援護については、対象となる事業はなかった。

⑥緊急的な対応を必要とする事業への支援

今年度に「災害救助法」適用地域において被災した福祉車両に対して、「緊急的な対応を必要とする事業への支援」として計2件、0.03億円の交付決定を行った。

(3)公益事業振興補助事業審査・評価委員会

補助事業審査・評価委員会については、公益事業振興補助事業審査・評価委員会を4回開催し、2020年度の補助方針の策定及び補助事業の審査・評価について、審議を行った。

(4)公益事業振興補助事業に関する情報発信の強化

本財団が実施する補助事業の周知及び要望数の拡大を図るため、2019年度は6月に、補助事業を紹介するWEBサイト「CYCLE」を開設すると共に、下記のとおり情報発信を実施した。

ア. 補助事業ホームページ

・補助事業紹介WEBサイト「CYCLE」

・申請用、事業者向けWEBサイト「競輪とオートレースの補助事業」

イ. テレビCM

ウ. ラジオCM

エ. 新聞、雑誌、デジタルサイネージ広告

オ. WEB広告

カ. メール配信(大学等)

キ. 大学等の潜在的な補助対象者へのアプローチ(説明会等)

また、WEBサイト「競輪とオートレースの補助事業」において、交付決定時に補助事業一覧を公開し、事業完了後は、事業実施の内容をまとめた広報資料を掲載した。

(5)公益事業振興補助事業の調査・評価

①補助事業完了後における調査及び補助金の額の確定

ア. 確定調査

2018年度から2019年度に実施された補助事業を対象に、計26件(内訳:2018年度事業実施分11件、2019年度事業実施分15件)について確定調査を行った。

イ. 補助金の確定

2018年度から2019年度に実施された補助事業を対象に、計26件(内訳:2018年度事業実施分11件、2019年度事業実施分15件)について補助金の額の確定を行った。

②補助事業の評価

ア. JKA評価

補助事業者による自己評価を受けて、審査・評価マニュアルに基づき、2017年度補助事業に対してJKA評価を行った。

イ. 補助事業全体の評価

2017年度補助事業の補助事業全体の評価をとりまとめ、補助事業審査・評価委員会評価作業部会へ報告・承認を受けたのち補助事業ホームページに掲載した。

ウ. 利用状況等調査

JKA補助事業評価の実施に伴う評価資料を拡充・補完するため、利用状況等調査を実施した。

また、その結果を分野別にまとめて補助事業ホームページに掲載した。

エ. 成果発表

評価の一環として、公益事業振興補助事業審査・評価委員会及び補助事業審査・評価委員会評価作業部会において、補助事業の成果発表を行った。

③補助事業審査・評価委員会評価作業部会

PDCAサイクルによってJKA補助事業全体を改善するため、2017年度事業全体の評価の結果を踏まえ、2020年度の補助方針の見直しの方向性について議論を行った。

第4部 小型自動車競走運営支援事業

1. オートレースの振興及び効率的な実施のための施策の調査研究、企画立案並びに総合調整

(1) サービス満足度を向上させるための施策

①ミッドナイトの活性化

ミッドナイトの拡大を図るため、2019年度から新たに開始された山陽オートレース場でのミッドナイト開催について、開催告知を行うなどの協力をした。

また、ミッドナイトの活性化を図るため、現行よりも1レース多い8レース制での試行開催についても開催告知を行うなどの協力をした。

オートレース場周辺環境に配慮した電動競走車の開発については、実物大モックアップを製作、検証を行ったのち、モックアップをベースに試作車(1台)の製作を行った。

②インターネット投票の拡大

インターネット投票及び場外車券売場のみで発売する冬季の伊勢崎オートレース場アフター6ナイターの3節の試行開催について開催告知を行うなどの協力をした。

また、重勝式車券については、2019年度下期より発売対象開催を、昼間開催から、売上が多く見込まれるミッドナイトまたはナイター開催を優先した。

更に、オフィシャル電話投票の新規会員獲得キャンペーンを実施し、インターネット広告及び川口オートレース場内においてPRブースを展開した。

③場外車券売場の設置推進及び活性化

売上増を図るための効果的な場外車券売場の設置推進に向け、設置を希望する小型自動車競走施行者及び設置者と協力し、設置許可取得までのサポートを行ったことにより、「オートレース八代」(2020年1月30日)が競輪場外車券売場「サテライト八代」と同時に開設され、売上増加の一因となった。(2020年3月31日現在、場外車券売場数32か所)。併せて、これら場外車券売場の認知度向上を目的に、トークイベント及びレース予想並びに解説会を実施するとともに、年末にはKEIRINグランプリとスーパースター王座決定戦共同企画イベントを行った。

また、場外車券売場において来場者へオートレース場観戦サービスを実施することで来場先の活性化を行った。

(2) レース満足度を向上させるための施策

①既存お客様の離脱回避

ア. 興味ある企画レースの実施

「スーパースターガールズ王座決定戦」を新設(2019年12月27日実施)し、各オートレース場における予選レースの実施に向け女子選手のあっせんを行ったほか、開催告知を行うなどの協力をした。

また、ロードレース・モトクロス等の二輪レース出身者を集めた「ライダーセレクション」(伊勢崎オートレース場)、関東地区では初となる「リベンジマッチ」(川口オートレース場・伊勢崎

オートレース場)、「A級B級ダブルトーナメント」(伊勢崎オートレース場・浜松オートレース場・山陽オートレース場)、ミッドナイトでは初となる女子戦「ミッドナイトガールズ」(飯塚オートレース場)など趣向を凝らしたレースの実施に向け選手のあっせんを行ったほか、開催告知を行うなどの協力をし、お客様の興味向上を図った。

イ. グレードレースの魅力向上

S級41位～48位の選手のG I 出場回数を半期で2回から3回に変更することでG I 開催におけるS級のあっせん人数を増加し、G I 開催の価値を高める改正を行った。

G II 開催においては、梅雨時期に実施する「稲妻賞」(伊勢崎オートレース場)については交流選手を両巧者の選手、「ウィナーズカップ」(浜松オートレース場)は期別によるツイントーナメント(27期以前VS28期以降)、「小林啓二杯山陽王座防衛戦」(山陽オートレース場)は地元選手48名VS交流選手48名の対抗戦、「若獅子杯争奪戦」(山陽オートレース場)は29期以降の若手選手、「レジェンドカップ」(伊勢崎オートレース場)は26期以前のベテラン選手による開催と各々の企画内容に沿ったあっせんを行った。

ウ. 競技運営の改善

川口オートレース場及び伊勢崎オートレース場から、ミッドナイトを開催する飯塚オートレース場及び山陽オートレース場への競走車輸送間隔を3日から2日に変更したことにより、より効果的かつ柔軟性を持たせた選手あっせんを可能にした。

また、ミッドナイトの日数拡大に伴う効率的な開催日程の編成を行うため、前節の通常開催最終日と後節のミッドナイト前検日を同日とする連続開催を次年度から実施できるよう調整を行った。

②競走車の改善研究等

オートレース場周辺環境に配慮した電動競走車の試作車について、車体及びパワーユニットの基本機能確認のための慣らし走行テストを実施、本格的な走行テストに移行し、オートレース選手からの評価を受けた。

なお、現用エンジン及び車体の部品改良については、今年度新たな開発及び使用承認申請はなかった。

2. オートレースに関する広報宣伝

(1) 情報提供満足度を向上させるための施策

①インターネットを通じた情報提供の充実

「AUTORACE. JP」において、競技情報、キャンペーン情報、イベント情報等を提供しサービスの充実を図ったほか、選手の情報をSNS、ブログを活用し提供した。また、WEB会議システムを活用して、13カ所の場外車券売場におけるオンライン解説会を実施したことで、双方向によるコミュニケーション機会が増加しオートレースへの興味関心の喚起を図れた。

なお、WEBサイト管理ツール(CMS)を活用したオフィシャルサイトの更新を行い、迅速に情報を提供した。

②電話・インターネット投票の利便性向上

インターネット投票の売上と利便性の向上を目的に、民間事業者各社についても2019年4月1日より投票締切時刻が1分延長となった。

更に、WEBサイト、スマートフォンサイトを活用し、SG開催等でインターネット投票に必要な情報提供(直前予想、PDF新聞、速報記事等)を行った。

③オートレース中継映像の配信及び放送の実施

民間事業者の映像伝送システムを利用し、レース映像を本場、場外車券売場に配信するとともに、CS放送、CATV、ニコニコ生放送、スマートフォンアプリ及び「AUTORACE. JP」でライブ放送を行った。

また、CS放送に代わる新たな映像配信媒体候補として、2019年4月よりYouTubeとスマートスピーカーAmazonEchoでインターネット動画配信によるオートレース中継を始めた。

更に、車載カメラによるライブ中継配信についても調査研究を行った。

④お客様のニーズを商品・販売戦略に活かすための調査研究

「AUTORACE. JP」において、ミッドナイト8レース制及び伊勢崎オートレース場アフター6ナイターのアンケートを実施し、お客様の満足度やニーズ、利用状況を把握し、次年度の施策の検討材料として活用した。

また、マーケティングオートメーション・システムを導入し、オフィシャル電話投票加入者の購買動向に応じたキャンペーンの告知を行った。

⑤新規のお客様の獲得とファンサービスの実施

WEB広告を実施し、グレードレース等の開催告知を行うとともに「AUTORACE. JP」へ誘導し、新規ファンの獲得を図った。また、Twitterによるフォロー&リツイートキャンペーンを実施した。更に、モータースポーツファンに対する来場促進策として、筑波サーキット(茨城県下妻市)でオートレースブースを出展しPRを実施した。

既存のお客様に対しては、SNSでグレードレースやミッドナイトの告知及びレースレポート等の各種情報提供を行い、来場促進及び売上向上を図った。

また、スタンプカードによる来場謝恩キャンペーン及びスマートフォンを活用したLINEクーポンキャンペーンを行い、離脱回避を図ったほか、2020年4月よりサービス開始となるオートレース公式ファンクラブについて、システム開発などを行った。

⑥選手を活用したイメージアップ

SG開催等の特設サイトで主力選手の特集記事及び速報記事を掲載し、露出拡大を図った。

また、人気選手を中心にSG開催のドキュメント動画及びプロモーション動画を作成し「AUTORACE. JP」で配信及びCS放送で放映をした。

注目度の高い女子選手においては、ガールズケイリン選手との対談動画を「AUTORACE. JP」及び「GIRL'S KEIRIN」で配信したほか、ポスターの制作、女子選手特設サイト内でのSNS、ブログでの情報配信を行った。

更に、場外車券売場及び他公営競技開催場においてトークイベントを実施した。

⑦小型自動車競走施行者等との連携強化

全国小型自動車競走施行者協議会、一般財団法人オートレース振興協会と共に、基幹システムの運用経費負担軽減について民間事業者各社との調整を行った。

なお、ギャンブル等依存症対策として、小型自動車競走施行者等と連携し、お客様相談コーナーにおける電話とメールによる相談対応、「AUTORACE. JP」における、啓発告知と相談窓口の紹介ピックアップの常時掲載を引き続き実施するとともに、特に、5月の啓発週間には啓発ポスターを作成し、各オートレース場及び場外車券売場に掲示したほか、特別オート開催時におけるスポーツ紙記事拡充事業及び各種メディアにおけるPR活動時において、啓発告知の文言掲載を随時実施した。

3. オートレースの公正かつ円滑な実施に資する事業

(1) 審判員及び選手の検定及び登録並びに競走車の登録

① 審判員の登録

審判員資格検定(身体検査、技能検定、学力検定及び人物検定)については、審判員資格検定の申請があった17名に対し同検定を実施し、合格した17名を審判員として登録した。

登録更新(3年更新)については、登録有効期間が満了する審判員19名のうち、登録更新の申請があった19名に対して登録更新検定を実施し、合格した19名の登録を更新した。

登録の消除については、登録更新申請を行わなかった2名の登録を消除した。

(2020年3月31日現在の登録審判員数198名)

② 選手の登録

小型自動車競走選手資格検定(身体検査、技能検定、学力検定及び人物検定)については、2019年4月に実施し、18名(男子13名、女子5名)が合格した。なお、訓練中の怪我により検定を受けられなかった男子2名に対し、2019年7月及び9月にそれぞれ実施し、2名が合格した。

小型自動車競走選手資格検定に合格した者の登録については、2019年4月に合格した

第34回選手候補生(男子13名及び女子5名)18名を2019年6月5日に、2019年7月に合格した男子1名を2019年8月9日に、9月に合格した男子1名を2019年10月25日にそれぞれ登録した。

登録更新(2年更新)については、申請のあった選手182名の登録を更新した。

登録の削除については、申請のあった2名について登録を削除した。

(2020年3月31日現在の登録選手数396名)

③競走車の登録

登録については、所有者から競走車登録検査の申請があった237車に対して登録更新検査を実施し、合格した237車を登録した。

登録更新については、登録有効期間が満了する261車のうち、所有者から登録更新の申請があった240車に対して競走車登録更新検査を実施し、合格した240車の登録を更新した。

登録削除については、削除申請のあった182車及び所有者の削除に伴う5車、エンジン滅失2車の計189車の登録を削除した。

(2020年3月31日現在の登録競走車数1,312台のうち1級車1,232台、2級車80台)

(2)競走車の部品の認定

競走車の部品の認定及び認定の取消は、2019年度は行わなかった。

(3)オートレースの実施方法を定めることに関する事業

WEBサイトを活用した「あっせん管理システム」を導入し業務の効率化、コスト削減を図ることを目的として、2020年1月に「小型自動車競走に係る業務の方法に関する規程」(以下「オートレース業務規程」という。)の一部改正(2020年4月1日施行)を行った。

また、小型自動車競走開催業務及び小型自動車競走の統一的な運営等を図るため、審判長、番組担当者、検査担当者の会議を各1回開催し、開催現場の実情把握を行うとともに、開催業務部門別の諸課題に対する意見交換を行った。

(4)選手の出場あっせん及び級別の決定

①選手の出場あっせん

「選手出場あっせん調整基準」に基づき、各選手の級別稼働日数を勘案し、次のとおり出場あっせんを行った。なお、ミッドナイト開催及び伊勢崎オートレース場アフター6ナイターについては、「ミッドナイト競走の選手出場あっせん等に関する適用基準」に基づき選手あっせんを行った。

SGLレース(SSFを含む)	5節	480名
GⅠレース	12節	1,152名
GⅡレース	7節	672名
普通レース	85節	8,160名
ミッドナイト・アフター6ナイター	22節	1,092名
合計	131節	11,556名

②選手の級別の決定

「選手出場あっせん調整基準」に基づき、期別変更期(6か月間)ごとに競走成績を審査して、選手の級別を決定した。

(5)審判員及び選手の養成及び訓練等

①審判員の養成及び訓練等

ア.養成

審判員養成については、新たに審判員の資格を取得しようとする17名に対し、審判業務に必要な関係諸法規、審判実務等基本的事項を重点に養成を行った。

イ. 訓練

登録審判員各々が関係法規及び要領を習熟し、業務の方法の再確認を行い、審判実務の充実を図ることを主眼として、一般財団法人東日本小型自動車競走会浜松地区及び川口地区において審判員地方訓練を各1回実施した。

なお、一般財団法人西日本小型自動車競走会については、レース開催日程の都合により来年度に延期した。

ウ. 審判員の交流及び審判判定研修

お客様からの信頼向上を得られるよう、SG開催において、開催場以外の審判長及び副審判長を派遣するよう調整し、審判の執務体制の強化が図られ、迅速かつ的確な判定が行われることで全場の判定統一へ繋げた。

また、審判実務の向上を主眼として、審判実務担当者を対象に判定研修会（VTRによる判定演習）を実施し、全場の判定統一に向けた取組を行った。

②選手の養成及び訓練

ア. 養成

選手の養成については、2018年9月に入所した第34期選手候補生20名のうち18名に対し、2019年4月から5月まで応用訓練、実地訓練を実施し、6月5日に卒業した。

なお、訓練中の怪我のため実地訓練が実施できなかった2名については、怪我の回復後、補完訓練を実施し、8月、10月にそれぞれ卒業した。

各公営競技の教育に関する調査研究として、2019年12月にボートレーサー養成所で行われた公営競技教育担当者会議に出席し、他公営競技の教育担当者と意見交換を行った。

オートレース選手養成所（本館及び整備工場等）の施設改修については、「オートレース選手養成所施設の在り方検討ワーキンググループ」（3回実施）において議論し、今後の施設改修方針を策定した。

イ. 訓練

登録選手のうち一般社団法人全日本オートレース選手会（以下「全才選」という。）の支部役員を対象に公営競技選手としての自覚並びに社会人としての教養を高め、指導者としての素養の向上を主眼として、選手指導者中央訓練を1回実施した。

また、登録選手全員を対象に走行、整備、スタート等の事故防止対策として、全才選が支部毎に年4回実施する特別訓練の事業に対し助成を行うとともに、事故防止対策の強化を図った。

ウ. 選手候補生募集

オートレース選手として将来的に有望な人材を確保するため、第35期オートレース選手候補生の募集にあたっては、優秀な受験者が応募するよう、職業としてのオートレース選手の魅力を伝えるとともに、インターネット広告を中心に、オートレース選手養成所の専用ホームページでの情報発信の拡充、「AUTORACE. JP」による告知を行いオートレース選手養成所の紹介活動をより充実させた。

また、オートレース選手養成所の現状を伝え、応募者増加を図るため、見学会1回、オープンキャンパスを4回実施したほか、各オートレース場で受験相談会をそれぞれ1回実施した。

第35期オートレース選手候補生募集については、2019年8月19日から、10月18日まで応募受付を行ったところ、337名（内訳：男子一般294名、男子特例5名、女子38名）の応募があり前回は109.8%であった。11月から12月に1次試験、2020年2月から3月に2次試験を実施した。

(6)選手の表彰

選手の表彰については、年間において優秀な成績を収めた選手及び顕著な記録を達成した選手の表彰を行った。

①特別表彰

表彰選手の選考については、表彰選手選考委員会において、次のとおり表彰選手を決定した。表彰は2020年2月12日に都内のホテルで行った。

賞名	選手名	ロッカー所在場
最優秀選手賞	青山 周平	伊勢崎
優秀選手賞	荒尾 聡	飯塚
	鈴木 圭一郎	浜松
	早川 清太郎	伊勢崎
最優秀新人選手賞	上和田 拓海	川口
優秀新人選手賞	川口 裕司	飯塚
特別賞	青山 周平	伊勢崎
特別賞 (平尾昌晃賞)	佐藤 摩弥	川口
	岩田 行雄	伊勢崎
	長谷川 啓	川口

②通算成績による表彰

ア. 700勝選手

選手名	ロッカー所在場	達成日	表彰
田中 茂	飯塚	2019年 3月 3日 飯塚レース場	
佐々木 啓	山陽	2019年 6月20日 飯塚レース場	

※表彰は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、自宅への賞状等の発送をもって代えた。

イ. 500勝選手

選手名	ロッカー所在場	達成日	表彰
福田 裕二	川口	2019年 5月12日 川口レース場	
坊田 寿彦	山陽	2019年 7月21日 山陽レース場	
早川 清太郎	伊勢崎	2019年 7月24日 伊勢崎レース場	
鈴木 静二	浜松	2019年 9月14日 浜松レース場	

※表彰は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、自宅への賞状等の発送をもって代えた。

ウ. 10連勝賞選手(13連勝)

選手名	ロッカー 所在場	達成日	表彰
青山 周平	伊勢崎	2019年 8月25日 浜松レース場	2019年10月 4日 伊勢崎レース場

③一般表彰

ア. フェアプレイ賞

選手名	ロッカー 所在場	選手名	ロッカー 所在場
山田 真弘	川 口	鈴木 辰己	浜 松
若井 友和	川 口	浅田 真吾	浜 松
岩田 行雄	伊勢崎	荒尾 聡	飯 塚
田中 賢	伊勢崎	濱野 淳	山 陽
青山 周平	伊勢崎		

※表彰は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、自宅への賞状等の発送をもって代えた。

イ. 20年選手賞(1999年4月1日登録)

選手名	ロッカー 所在場	選手名	ロッカー 所在場
黒岩 明	川 口	松山 茂靖	浜 松
川原 剛	川 口	小里 健太	飯 塚
深谷 輝	川 口	篠原 睦	飯 塚
山際 真介	川 口	竹中 修二	飯 塚
内山 高秀	伊勢崎	田中 茂	飯 塚
佐久間 健光	伊勢崎	中原 誠	飯 塚
櫻井 晴光	伊勢崎	久門 徹	飯 塚
小田 雄一郎	伊勢崎	畦坪 孝雄	山 陽
小林 晃	伊勢崎	松尾 啓史	山 陽
木村 武之	浜 松	満村 陽司	山 陽
西川 頼臣	浜 松	山崎 進	山 陽
野上 史豪	浜 松		

※表彰は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、自宅への賞状等の発送をもって代えた。

(7)事故防止と公正確保

各種訓練・研修を通じ、競走の公正安全かつ円滑な実施及び事故防止の徹底を図った。また、公正確保の観点から必要な調査及び情報収集を行うとともに、関係団体・他公営競技団体と公正確保に関する意見交換を行った。

なお、競走開催中において不適正な行為があった選手1名に対し、選手あっせん規制委員会においてあっせん停止(1件)の措置を講じた。

また、各場の調査員の交流を通じて公正連絡関係の情報交換を行った。

(8)新型コロナウイルス感染症への対応と対策

国内で蔓延する新型コロナウイルス感染症に対応するために、関係団体とともに新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げ、新型コロナウイルス感染症対策要綱を2020年3月13日に策定して周知徹底を図るなどの対策を行った。

また、各小型自動車競走施行者が新型コロナウイルス感染症への対策として実施する無観客開催については、2020年2月26日よりCS放送をはじめ各種報道機関や「AUTORACE.JP」などを通じお客様への周知を図るなどの対応を行った。

(9)選手の身体検査

登録選手の身体検査については、2019年度身体検査を全登録選手対象に、2019年8月から2020年2月に実施した。

(10)選手共済制度に対する助成

選手共済制度の円滑な実施を図るため、必要な助成を行った。

(11)小型自動車競走場、場外車券売場の施設に係る業務

「オートレース業務規程」第126条及び年度計画に基づき、場外車券売場の定期調査(原則3年に一度定期的に実施)を行った。

また、所轄経済産業局からの要請を受けて、施設の設置及び改修について施設関係法令及び通達との適合状況について確認するとともに、所轄経済産業局が行う確認調査に協力した。

4. 交付金の還付

「小型自動車競走法」第21条に基づく、2018年度の小型自動車競走事業の収支が赤字であった小型自動車競走施行者に対する交付金の還付はなかった。

5. その他オートレースに関する事業

上記以外のオートレースに関する業務についても、必要に応じて適宜行った。

第5部 自転車競技法に基づく競輪の競技実施事業

2019年度に開催された競輪の競輪場別・開催回数・競輪施行者別・開催回数及び本財団が受託した業務は別表のとおりである。

1. 競輪競技運営事業

(1)競輪の競技の実施に関する事務及び執務の方針

競輪施行者から一括委託された事務「競輪に出場する選手及び競輪に使用する自転車の競走前の検査、競輪の審判その他競輪の競技に関する事務」を、事業計画で定めた執務の方針に基づき公正かつ安全に実施した。

(2)競輪の公正を確保するために必要な附帯業務

①職員の研修等

ア. 競輪審判員研修会

「競輪業務規程」第22条第6号の規定に基づく競輪審判員研修会を実施した。

イ. 審判長特別研修、審判長交流研修

審判業務の更なる向上に資するため、各特別競輪等の開催前に、当該特別競輪等の正副審判長及び各地区審判長主査を対象とした特別競輪等審判長特別研修及び全国の審判長を対象とした審判長交流研修を実施した。

ウ. 副審判長研修会

副審判長を対象として、相互の意思疎通を図り、次期審判長の心構えを養うとともに、共通の審判理念に基づく統一的な審判判定を保持することを目的とした副審判長研修会を実施した。

②業務の連絡調整及び改善研究等

本財団の競技実施業務の円滑、適正な実施、業務の改善研究及び各部門間の連絡調整等を図るために業務連絡会議を開催した。

- 番組編成、検車、選手管理及び審判の相互連携の下、競輪競技運営業務の適正円滑かつ統一的な実施及び事故の未然防止のため、競輪競技部、競輪競技統括部、各エリア競技部(部長・次長)による業務担当者会議を開催した。
- 審判業務については、審判判定の統一を図るため、2018年度に引き続き、全ての特別競輪に審判長団3名を派遣するとともに、開催場の審判長を加えた4名体制で執務した。また、全GⅢ開催について、審判長団の1名を派遣して審判業務全般について指導した。
- 番組編成業務については、特別競輪等開催時(一部4日制開催を除く)における番組編成長特別執務を実施し、それぞれの特別競輪等の特色を考慮し、より興味ある番組の提供を行うとともに、各エリア番組編成長代表者による番組編成部会を実施し、標準化に向けた取組及び番組編成に係る諸課題の対応策を取りまとめた。
- 選手管理業務については、各エリア選手管理長代表者による連絡会議や選手管理部会等を実施し、標準化に向けた取組として、開催業務システム(選手登録証ICカード化の導入)に併せ「競輪業務規程」の一部を改正したほか、選手受付・身体検査業務についても検討し、その結果を12月開催より順次、全競輪場で適用することとしたほか、選手管理に係る諸課題の対応策を取りまとめた。
- 検車業務については、各エリア検車長代表者による検車部会を実施し、標準化に向けた取組として新型検車治具導入と前検日検査手順の統一等を10月開催より順次、全競輪場で適用した。また、新検査手順適用後の状況検証を基に検査手順の一部見直しを行い、2020年4月開催より順次、全競輪場で適用することとしたほか、検車に係る諸課題の対応策を取りまとめた。
- 各エリアにおける総務及び経理事務については、各エリア庶務・労務・会計による連絡会議を開催し、事務の効率化・統一化・合理化を進めるための調整を行った。
- 開催執務編成業務については、標準化に向けた取組として各エリア執務編成担当者と共同して新たなシステムを開発・導入し、全エリアで2020年2月から順次翌々月開催の執務編成にあたり使用を開始した。

③競輪選手に関する業務及び競輪選手に対する指導

ア. 連絡会議

日競選との意思の疎通を図り、相互理解の下における協力体制を確保するために連絡会議等を開催した。

イ. 講師の派遣

日競選が競輪選手に対して行う、競輪選手としての資質及び技能の向上・健康管理及び適正な選手生活のあり方等の指導・教育を目的とした研修・訓練会等への講師の派遣その他の協力を行った。

2. 競輪開催関連事業

(1)車券発売等業務

競輪施行者から委託された車券の発売等に関する事務を関係法令及び「競輪業務規程」等に基づき適正に実施した。

(2)競輪開催宣伝業務

競輪施行者から委託された競輪の開催に係る宣伝に関する事務を法令及び「競輪業務規程」等に基づき適正に実施した。

(3)競輪場等場内整理業務

競輪施行者から委託された入場者の整理その他競輪場内の整理に関する事務を法令及び「競輪業務規程」等に基づき適正に実施した。

競輪場内の警備を委託された競輪場においては自衛警備隊を組織して置き、所轄の警察署その他の関係機関と緊密な連携を保ち、不法及び迷惑行為の防止並びに暴力団の入場禁止及び退場措置等を講じて競輪場内の秩序維持と競走の安全を確保した。

更に、競輪場内の警備業務に関する研修等を実施した。

(4)前各号以外の競輪事業に附帯する業務

2006年度より北九州市から受託している「小倉競輪の包括業務」をはじめ競輪事業の経営の効率化に寄与するために競輪施行者の行う開催事務の支援を行うとともに、競輪施行者から競輪開催に附帯する競輪場等における式典・イベント・その他の事務を受託し、適正かつ円滑に実施した。

なお、2019年度における(1)から(4)までに掲げる事務の競輪場別・競輪施行者別・受託業務は別表のとおりであった。

(5)競輪関係団体等が行う競輪関係事業への支援業務

競輪関係団体等から要請を受け、競輪事業に必要な次の事務を適正に実施した。

①公益社団法人全国競輪施行者協議会

競輪開催に伴う競輪選手参加旅費の支払事務代行業務並びに選手拠点駅及び選手最寄駅に関する登録等管理事務の代行業務を行った。

②一般財団法人全国競輪選手共済会

競輪開催において発生した選手の傷病等の災害補償等に関する事務を行った。

③日競選

各競輪場における選手の日競選会費の徴収及び送金に関する事務を行った。

④競輪施行者が行う報道への協力

報道機関との連携を密にし、競技情報の提供等、競輪開催の広報に関する事務を行った。

別表(「自転車競技法」第40条に基づく競輪の競技実施事業実施状況)

競輪場	開催回数	競輪施行者名	開催回数				競輪競技運営事業	競輪開催事業			
			通常	※1 MN (内)	※2 MN (外)	※3 目的 (外)		車券発売等事業	競輪開催宣伝事業	競輪場等整理事業	その他の競輪附帯事業
函館	12	函館市	12	3			一括受託	一部受託			
青森	12	青森市	12	4			一括受託	一部受託			
いわき平	12	いわき市	12				一括受託	一部受託		一部受託	
弥彦	12	弥彦村	12	4			一括受託	一部受託			
前橋	12	前橋市	12	4			一括受託	一部受託			
取手	12	茨城県	11				一括受託	一部受託			
		取手市	1				一括受託	一部受託			
宇都宮	12	宇都宮市	12	4			一括受託	一部受託			
大宮	12	埼玉県	12				一括受託	一部受託			
西武園	12	埼玉県	12	4			一括受託	一部受託			
京王閣	12	東京都十一市競輪事業組合	12				一括受託	一部受託		一部受託	
立川	12	立川市	12				一括受託	一部受託		一部受託	一部受託
松戸	15	松戸市	12	2			一括受託	一部受託			一部受託
		千葉市	3				一括受託	一部受託			一部受託
千葉	0	千葉市					休止中				一部受託
川崎	17	川崎市	12	1			一括受託	一部受託			
		千葉市	3				一括受託	一部受託			
		平塚市	1	1			一括受託	一部受託			
		小田原市	1	1			一括受託	一部受託			
平塚	12	平塚市	12				一括受託	一部受託		一部受託	一部受託
小田原	11	小田原市	11				一括受託	一部受託		一部受託	一部受託
伊東温泉	13	伊東市	12	1		1	一括受託	一部受託			
静岡	12	静岡市	12				一括受託	一部受託			
名古屋	11	名古屋競輪組合	11	2			一括受託	一部受託		一部受託	
岐阜	10	岐阜市	10				一括受託	一部受託		一部受託	
大垣	14	大垣市	12	4			一括受託	一部受託		一部受託	
		岐阜市	2	2			一括受託	一部受託		一部受託	
豊橋	12	豊橋市	12	4			一括受託	一部受託			
富山	12	富山市	12				一括受託	一部受託			
松阪	12	松阪市	12	4			一括受託	一部受託			
四日市	12	四日市市	12	1			一括受託	一部受託			
福井	10	福井市	10				一括受託	一部受託	一部受託	一部受託	一部受託
奈良	17	奈良県	12	4			一括受託	一部受託		一部受託	一部受託
		福井市	2	2			一括受託	一部受託		一部受託	
		京都府	2	2			一括受託	一部受託		一部受託	
		和歌山	1	1			一括受託	一部受託		一部受託	

競輪場	開催回数	競輪施行者名	開催回数				競輪競技運営事業	競輪開催事業			
			通常	※1 MN (内)	※2 MN (外)	※3 目的 (外)		車券発売等事業	競輪開催宣伝事業	競輪場等整理事業	その他の競輪附帯事業
京都向日町	10	京都府	10				一括受託	一部受託		一部受託	
和歌山	11	和歌山県	11				一括受託	一部受託		一部受託	
岸和田	7	岸和田市	7				一括受託	一部受託		一部受託	
玉野	16	玉野市	12	4			一括受託	一部受託			
		高松市	2	2			一括受託	一部受託			
		小松島市	2	2			一括受託	一部受託			
広島	11	広島市	11				一括受託	一部受託			
防府	10	防府市	10				一括受託	一部受託			
高松	10	高松市	10				一括受託	一部受託			
小松島	10	小松島市	10				一括受託	一部受託			
高知	12	高知市	12	4			一括受託	一部受託			
松山	13	松山市	12	3		1	一括受託	一部受託			
小倉	25	北九州市	12	2	2		一括受託	(包括委託)			
		名古屋競輪組合	1	1			一括受託	(包括委託)			
		岸和田市	2	2			一括受託	(包括委託)			
		広島市	2	2			一括受託	(包括委託)			
		防府市	2	2			一括受託	(包括委託)			
		久留米市	2	2			一括受託	(包括委託)			
		熊本市	2	2			一括受託	(包括委託)			
久留米	15	久留米市	11			1	一括受託	一部受託			
		熊本市	3				一括受託	一部受託			
武雄	12	武雄市	12	4			一括受託	一部受託			
佐世保	12	佐世保市	12	4			一括受託	一部受託			
別府	17	別府市	15	4	2		一括受託	一部受託			一部受託
熊本	0	熊本市					休止中				
合計	513		506	95	4	3					

※1MN(内)についてはミッドナイト競輪の開催回数で通常回数の内数となる。

※2MN(外)についてはミッドナイト競輪の開催回数で通常回数の外数となる。

ただし、別府競輪場のMN(外)欄記載の「2」はモーニング競輪の開催回数で通常回数の外数である。

※3目的(外)については目的競輪の開催回数で通常回数の外数となる。

第6部 競輪の公正かつ安全な開催運営及び発展に貢献する車両情報システムの安定かつ安全な運用管理及び開発事業

1. 車両情報システムの検証

車両情報システムについて、稼働状況や懸案事項などを把握した上で、次期車両情報システム(「2022 Vehicle Information System」以下「2022VIS」という。)のプロジェクト計画書を策定するとともに、業界要望を取りまとめた。

また、新元号に対応するための改修及び競輪インターネット動画システムの更新を実施した。

2. 車両情報システムの安全な運用管理

(1) 車両情報システムの安定運用

10月3日(木)から4日(金)にかけて発生したシステム障害を受け、更なる車両情報システムの安定運用を図るため、サービス復旧を短時間で行えるよう、障害対応訓練及び計画的なシステム点検を実施した。

また、一斉同報システムを使用し、拠点との情報共有と連絡体制を一層強化した。

(2) 車両情報システムの安全確保

「個人情報保護法」を遵守しつつ、不正アクセスの防止を図り、車両情報システムへのアクセス制限など管理を徹底するとともに、機器点検を定期的の実施し、障害の未然防止を行った。また、拠点業務の円滑な遂行と障害の未然防止を図るため、拠点運用者に対する講習会を実施した。

また、セキュリティ診断の実施結果に基づき、必要な措置を講じた。

2017年度、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)認証取組組織として登録され情報セキュリティ活動を行ってきており、2019年度においても継続審査を受け、同活動の有効性が認められた。

(3) 車両情報システム障害発生とその後の再発防止策の実施

10月3日(木)から4日(金)にかけてシステム障害が発生したため、関係団体に構成する緊急対策本部を設置し、システムを復旧すべく対策を講じたが、2日間にわたって競輪開催を中止することとなった。

障害の原因を究明した結果、10月3日、4日の2日間開催できなかった原因については、開発ベンダー作成の業務マニュアルとシステムの仕様の齟齬によりあっせんレコードのデータ重複が発生し、夜間定例処理が異常終了したこと。また、10月3日から翌4日へ前検日を順延した4開催が打切となった原因については、原因特定の際に開発ベンダーが復旧作業に際してトライ&エラーを繰り返し、本来実施すべき正しい手順での復旧作業を行わず、データに誤りが生じたまま、夜間定例処理においてデータ不整合を招いたことによる。

障害の原因を検証した結果、再発防止策として、業務マニュアル総点検と改訂マニュアルに基づく研修を実施し、データ重複をチェックするツールの開発を行うとともに、障害訓練計画を策定し訓練を実施した。

3. 車両情報システムの調査研究

車両情報システム全般に亘る情報を収集し、現行システムの改善点について検証するとともに、2022VISのあり方について検討を行った。

4. 車両情報システムに係る適正な調達の実施

車両情報システムに係る調達手続きに関し、「競輪情報システム評価委員会」に諮り、適正な調達を実施した。

5. その他車両情報システムに関する事業

上記以外の車両情報システムに関する業務についても、必要に応じて適宜行った。

第7部 自転車競技スポーツの普及及び振興に関する事業

1. 地域における自転車競技者層の底辺拡大

各都道府県の自転車競技団体等が、実施する自転車競技大会及び自転車競技教室、自転車競技者発掘事業等に対し助成金を交付し自転車競技者層の底辺拡大に寄与した。

また、事業の活動内容が助成の目的に適しているかの視察を行い、事業者の活動状況を確認し、ガールズサマーキャンプやサテライトキャンプ等の自転車競技者層拡大事業との連携の依頼も行った。

2. その他関連事業

名古屋市名城公園サイクリングコースにおいて、計68日間の開催で延べ42,339名(障がい者優待68名を含む)の利用者があり、安全な環境の中で幅広い年代層に自転車の利用を通じて、健康増進、体力向上、自転車競技に関する情報の提供に寄与した。また、他の営業施設と連携を図り、情報共有及び無事故運営に向けた施策を図った。

第8部 本財団の目的を達成するために必要な事業

1. ガバナンスの強化

競輪事業においては、最高意思決定機関である「競輪最高会議」において、また、オートレース事業においては、「小型自動車競走運営協議会」において、それぞれ決定された事項について対応・実施した。

なお、競輪事業においては、「競輪最高会議」の会則について、各関係団体が競輪最高会議の開催を要請できること及び施行者へ意思決定のプロセス等の周知を明確にすることの2点を6月に改正した。

2. 方針管理・業務改善

方針管理・業務改善(PDCA)の実践により、業務の標準化・インフラの整備を引き続き推進しており、継続的な業務改善によって攻めの業務のリソースを確保することを念頭に、財団の体質強化を図ったほか、組織一体となった働き方改革への対応と人材の能力開発の一環として女性目線によるPR誌の発行をするなどした。

また、引き続き全競輪場の業務管理帳票等の整備を進めながら、競技実施業務を標準化することにより執務員の省人化を図ることとした。

3. 組織機能の強化と事業の効率化

2018年度産業構造審議会製造産業分科会車両競技小委員会で取りまとめられた「競輪事業の持続的発展のための課題解決に向けて」及び「競輪事業の持続的発展のための課題解決に向けて 一具体的な取組のための制度設計案一」を引き続き踏まえながら、2020年4月に向けて、方針の策定及び推進機能の強化、方針管理・業務改善の継続的な推進、健全かつ適正な事業運営及び組織のコンパクト化による効率的な事業運営という観点に基づく組織改正を実施した。

また、引き続き、2020年4月に向けた人事諸制度の統一、重複業務の集約及びICTの利活用推進による業務効率化を進めるとともに、適材適所の人員配置を実施した。

(1) 組織機能の強化

経営戦略部を、方針の策定及び管理機能に特化させるため、2020年度事業にむけて「施行者対応課」を廃止し、「企画課」と「統計調査課」の2課体制としたほか、中期計画及び年度方針に基づき、競輪とオートレースの振興及び効率的な実施のための施策の調査研究、企画

立案並びに総合調整を担う中核部署として「振興事業部」を新たに設置した。

加えて、健全かつ適正な事業運営体制を構築するため、総務部が争訟担当部署であることを明記し、法令・コンプライアンス担当部署としての総務部の役割を改めて明確化するとともに、従来の分掌業務である秘書機能を強化・充実させることにより、事業運営の効率化と基盤強化を図ることとした。

その他、本財団の広報宣伝機能の強化と効率化を図るため、競輪、オートレース及び補助事業に関する広報宣伝業務を一元的に担う広報部の設置、人事課における給与及び労務等の人事管理業務と人材の採用と育成等に関する企画立案を担う業務への区分等により、更なる組織機能の強化を図ることとした。

更に、開催執務編成業務や競輪競技実施業務等におけるICT利活用を推進するなど引き続き業務標準化に取り組んだ。

(2) 経理事務の効率化

部門における同一経理処理として、税務処理や固定資産管理について部門を横断した実務を行った。また、立替精算事務の統一や委託料事務の本部集約、新人職員に対する会計事務研修の実施により、実務者レベルの経理事務の効率化に取り組んだ。

(3) 人材マネジメント制度の導入

2019年度も引き続き、考課者訓練を実施し、考課基準の解釈統一及び目線合わせを行うことで、精度向上と適正な運用を行った。

また、当該期の考課結果を次期賞与査定に反映させるため、諸規程の新規制定及び改正を実施し、2019年下期賞与より当該制度の運用を開始した。

4. 事業の適正化

(1) 監事監査への協力

監事の命を受けて、監事が行う業務監査、会計監査及び競輪場監査について、監査業務の補助を行った。また、会計監査人監査計画に基づき実施された会計監査人監査に協力した。

(2) 業務評価

2018年度事業及び2019年度上半期事業について、事業の実施状況及び実施効果を評価し、その結果を経営戦略部と情報を共有し、2020年度事業計画に反映した。また、業務の標準化、業務改善の実施状況を評価し、進捗状況に応じたフォローを実施することにより、PDCAサイクルの下、事業の適正化確保を行った。

(3) コンプライアンス

法令・社会規範を遵守し、本財団の事業の透明性・公平性を確保した。

(4) 情報セキュリティの確保と個人情報・法人文書の管理

本財団のシステムへの不正アクセスや情報漏えいの対策を講じるため、情報の機密性、完全性、可用性を確保すべく、アクセス権限の設定及び情報の安全性の確保並びに安定した社内システムの構築を実施した。

また、本財団が所有する個人情報・法人文書について法令に基づき適切な管理を行った。

(5) 補助金確定後の監査

2019年度監査対象として、「機械振興補助事業及び公益振興補助事業の補助金の額の確定後の監査要領」第2条第1項第1号に該当する監査を3件、同項第2号に該当する監査を10件、(補助事業数計13件、補助事業者数計6事業者)実施した。なお、2019年度同項第3号及び第4号に該当する監査対象はなかった。

5. 不動産賃貸事業

本財団が所有する土地及び建物の資産を有効に活用する事業のほか、消費税改定に伴い、賃貸物件における適正価格調査などの取組を行った。

2019年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

2020年6月
公益財団法人JKA